きょう10月１日は「浄化槽の日」

# 自然環境守る 重要インフラ

炊事、洗濯、トイレの利用など日常生活から発生する大量の汚水。その汚れを除去する浄化槽は、自然環境を守る最も重要な社会インフラの一つだ。下水道処理施設が普及していない地方などでは、建物や施設ごとに設ける浄化槽が活躍している。手軽に設置でき、機能は下水道処理施設と変わらない。地震などの災害に強く、被害を受けても復旧は早い。さらに新型浄化槽を導入すれば二酸化炭素の排出量が低減するなど環境負荷がいっそう少ない。10月1日の「浄化槽の日」に、そのメリットを詳しく学んでみよう。

## 微生物と薬剤で汚水分解、消毒

浄化槽は微生物の力を借りて汚水の有機物を分解、薬剤で殺菌消毒する設備だ。住宅、会社、公共施設などの建物ごとに設置され、下水道が整備されていない地方などで利用されている。設置工事は1週間ほど、必要なスペースは住宅用なら車1台分ですむ。処理能力は下水道処理施設と同じで、悪臭も出ない。

設備が簡易なことから、地震などの災害時に復旧しやすいのも大きなメリットだ。下水道利用エリアでも、避難所に災害時用の浄化槽の設置を検討する動きもある。

旧型の「単独処理浄化槽」と新型の「合併処理浄化槽」に大別され、処理能力に大きな差がある。

「単独処理」はトイレだけが対象で、台所や風呂などの汚水はそのまま川や海などに流してしまう。「合併処理」は生活排水全般を対象とする。このため、「単独処理」を利用する家庭などから流れ出る汚れの量は、「合併処理」の8倍にもなる。しかも、老朽化した「単独処理」は破損して処理機能が低下したり汚水がそのまま流れ出たりするなどリスクが発生しやすい。

## 災害時の復旧容易 避難所に設置進む

今は「単独処理」の新設は認められていない。しかし、全国にある浄化槽のほぼ半数の約３６４万基もの「単独処理」が残っている。兵庫県内でも約８万１千基のうち「単独処理」は45％の３万５千基残存する。

このため、国は２０２０年４月に施行した改正浄化槽法で、漏水などの問題がある「特定既存単独処理浄化槽」について、知事等が除却や合併処理への転換を勧告、命令できるようにした。行政機関がしっかり管理するための「浄化槽台帳」の整備も進められている。コロナ禍の中でも関係機関の体制強化は着実に進んでいる。

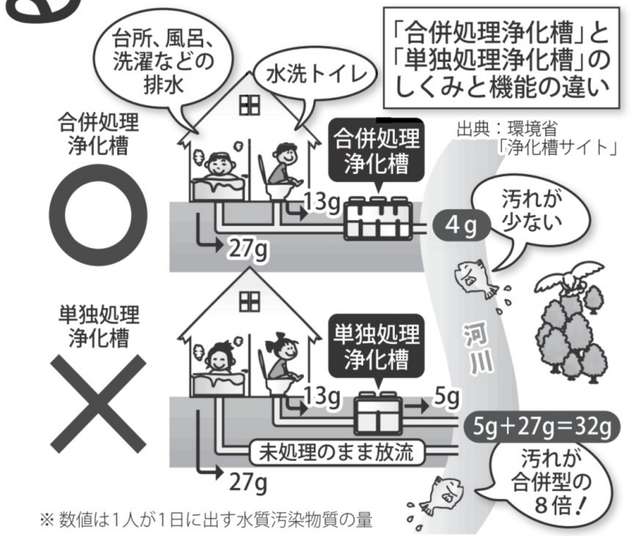


## 保守点検 清掃 法定検査

## しっかり管理し機能発揮

災害に強く水質浄化機能が高い浄化槽だが、しっかり管理できなければ所期の性能を発揮できない。法律に定められた「保守点検」「清掃」「法定検査」を守る必要がある。

「保守点検」は送風機など装置の点検や薬剤などの補充、点検記録の発行など。「清掃」は微生物が分解しきれない汚泥などを除く作業、清掃記録の発行など。「法定検査」は保守点検および清掃が適切に実施され、機能が正常に維持管理されているか否かを確認する。

兵庫県水質保全センターの職員は、コロナ禍で浄化槽管理者を訪問する際、感染防止対策を徹底している。保守点検、清掃業者も行政機関のアドバイスを守って感染防止に努めており、安心して作業を依頼できる。

年1回の法定検査を行う県水質保全センターの職員

## 省エネ型で脱炭素へ

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）への貢献を目指し、国は浄化槽の低炭素化を促進するための補助制度を設けている。環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」制度は、経費の２分の１の補助金が出る。

### 環境省が補助金制度

対象は、①ポンプなどの電動機器から最新型の高効率機器への更新②省エネ型浄化槽への本体交換③太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入―など。それぞれ設備規模などの条件を満たす必要があり、申請の締め切りは11月30日となっている。

受付窓口は県水質保全センター☎078・306・6020

ＰＲ